

- 思が同等に尊重されること及び性別に起因するあらゆる権利の侵害が行われないこと。
- (2) 社会における制度又は慣習によって、男女共同参画社会の形成を阻害するおそれのある性別による固定的な役割分担を生じさせ、又は踏襲させないこと。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業所若しくは各種の団体における方針の立案及び決定過程に共同して参画できるよう積極的格差是正措置等の必要な措置を講ずること。
- (4) 家族を構成する男女が、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、相互の協力と社会の支援を得て、家族の一員として、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における役割を果たし、かつ、職場、地域等での活動を行うことができるよう制度及び環境の整備を図ること。
- (5) 男女共同参画社会の形成に関する取組は国際的な理念及び情勢と深く関連していることから、その動向に留意すること。

(セクシュアル・ハラスメント等の禁止)

- 第4条 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 2 何人も、ドメスティック・バイオレンス等の個人の尊厳を侵す暴力的な言動を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

- 第5条 何人も、公衆に表示する情報において、第3条各号に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に反し、又は前条の規定による禁止行為を是認し、若しくは助長させる表現を用いないよう配慮しなければならない。

(市の責務)

- 第6条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策を策定し、及び実施するとともに、必要な推進体制を整備しなければならない。

(市民の責務)

- 第7条 市民は、男女共同参画に関し理解を深め、職場、学校、地域、家庭等のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、男女が職業生活並びに家庭生活及び地域社会での生活を両立できるよう職場環境を整備すること、事業所の方針の立案及び決定過程への男女の対等な参画機会を確保することその他性別による差別的な取扱いを行わないこと等により、事業所における男女共同参画を積極的に推進するよう努めなければならない。

(各種の団体の責務)

第9条 市内で活動する各種の団体は、その活動において、男女共同参画を積極的に推進するよう努めなければならない。

(教育に関わる者の責務)

第10条 学校教育、社会教育その他の教育に関わる者は、男女共同参画社会の形成における教育の果たす役割の重要性に留意するものとする。

(市民等の協働)

第11条 市及び市民等は、協働して、男女共同参画社会の形成に取り組むものとする。

第2章 市の施策の基本的事項

(施策を策定等する場合の基本方針)

第12条 市は、基本理念にのっとり、市の施策を策定し、又は実施しなければならない。

(男女共同参画計画の策定等)

第13条 市は、男女共同参画社会の形成に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画計画を策定するものとする。

2 市は、男女共同参画施策の実施に関しその予定及び状況を公表するものとする。

(男女共同参画に関する教育の推進)

第14条 市は、学校教育、社会教育等において、男女共同参画の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画の理解を深めるための措置)

第15条 市は、広報及び広聴を通じて、市民等の男女共同参画についての理解を深めるものとする。

2 市は、事業者に対し男女共同参画に関する取組状況について報告を求め、必要な助言を行うこと